0803

Ⅱ　冷凍・冷蔵工場

以下に該当する場合は、このページを記入してください。
該当しない場合は次のページへ進んでください。

主機10馬力（7.5kw）以上の冷凍・冷蔵施設を所有し、調査日前１年間（平成30年１月１日～平成30年12月31日）に水産物を低温保管した事業所または水産物の凍結作業を行った事業所が対象です。
なお、冷蔵倉庫業の他、水産加工場が所有する主機10馬力（7.5kw）以上の自家用冷凍・冷蔵施設で、加工原料や製品を保管した場合も含めます。

１　事業所の冷凍・冷蔵施設の用途について、当てはまるもの一つに記入してください。

営業用とは、倉庫業法に基づき営業許可を受けた冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、自営品のみを扱った工場であっても、倉庫業法に基づくものは含めます。
自家用とは、倉庫業法に基づかない冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、寄託品を扱っている工場であっても、倉庫業法に基づかないものは含めます。

	営業用	自家用
201	0	0

２　過去１年間に事業所の冷凍・冷蔵施設を利用した利用者について、当てはまるものすべてに記入してください。
また、そのうち入庫量が最も多かった利用者について、当てはまるもの一つに記入してください。

漁業協同組合等には、漁業協同組合の他、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会を含めます。
漁業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。
水産加工業協同組合等には、水産加工業協同組合の他、水産加工業協同組合連合会、その他の加工組合（事業協同組合、企業組合等）を含めます。
加工業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。

		寄託品 漁業協同組合等	漁業者	水産加工業協同組合等	加工業者	卸売業者	買受人	その他	自営品
利用者（該当すべてにマーク）	211	0	0	0	0	0	0	0	0
入庫量が最も多かった利用者（一つにマーク）	212	0	0	0	0	0	0	0	0

３　平成31年１月１日現在の事業所における冷凍・冷蔵施設の冷蔵能力（収容トン数）及び１日当たりの凍結能力をトン単位で記入してください。

		十万	万	千	百	十	（トン）
冷蔵能力	221	:	:	:	:	:	:

		十万	万	千	百	十	（トン/日）
凍結能力	222	:	:	:	:	:	:

（冷蔵能力の換算率）　1㎥ ＝ 0.4トン

0802

Ⅰ　事業所の概要

１　過去１年間（平成30年１月１日～平成30年12月31日）に事業所で営んだ事業について当てはまるものすべてに記入してください。
また、そのうち事業の収入が最も多かったものについて、当てはまるもの一つに記入してください。

冷蔵倉庫業とは、冷凍・冷蔵施設で寄託品の保管を行う事業で、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくものをいいます。
水産物卸売業とは、水産物を出荷者からの販売委託または買い受けて卸売りする事業をいいます。
水産物仲卸（買）業とは、水産物を卸売業者から買い、小売店などに販売する事業をいいます。
水産物小売業とは、水産物仲卸（買）業者から水産物を買い、消費者に販売する事業をいいます。

		冷蔵倉庫業	水産加工業	漁業・養殖業	水産物卸売業	水産物仲卸（買）業	水産物小売業	その他
営んだ事業（該当すべてにマーク）	101	0	0	0	0	0	0	0
収入が最も多かった事業（一つにマーク）	102	0	0	0	0	0	0	0

２　平成30年11月１日現在の事業所における従業者数を記入してください。

			男 千	百	十	（人）	女 千	百	十	（人）
常時従業者	111		:	:	:	:	:	:	:	:
うち、雇用者	112		:	:	:	:	:	:	:	:
その他	113		:	:	:	:	:	:	:	:

			千	百	十	（人）
うち、外国人	常時従業者	114	:	:	:	:
	その他	115	:	:	:	:

常時従業者とは、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している人及び研修生を含まない、次の①～④のいずれかに該当する人をいいます。
① 個人事業主及び無給の家族従事者
② 有給の役員（役員報酬の賞金・給与体系の人）
③ 雇用者（賞金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）
・役員の肩書きがあるものの、役員報酬ではなく、雇用者と同じ賞金・給与体系の人
・期間を定めずに従事している人
・１か月以上の期間を定めて従事している人
④ 出向・派遣受入者
・１か月以上の期間を定めて従事している人
雇用者とは、常時従業者のうち③の「雇用者」に該当する人をいいます。
その他とは、常時従業者以外の従業者をいいます。
・１か月未満の期間を定めて雇用されている人
・日々雇用（日雇い）されている人、など
外国人には、「常時従業者」及び「その他」のそれぞれに含まれている外国人の人数を記入してください。
なお、外国人技能実習制度における雇用契約に基づく技能等修得活動及び修得した技能等を要する業務に従事している場合は従業者に含めますが、講習による知識修得活動期間中の人は従業者に含めません。

入力方向

Ⅱ　冷凍・冷蔵工場

以下に該当する場合は、このページを記入してください。
該当しない場合は次のページへ進んでください。

主機10馬力（7.5kW）以上の冷凍・冷蔵施設を所有し、調査日前１年間（平成25年１月１日～平成25年12月31日）に水産物の低温保管した事業所又は水産物の凍結作業を行った事業所が対象です。
なお、冷蔵庫保管業の他、水産加工場が所有する主機10馬力（7.5kW）以上の自家用冷凍・冷蔵庫で、加工原料や製品を保管した場合も含めます。

１　事業所の冷凍・冷蔵庫の用途について、当てはまる番号一つを○で囲んでください。

営業用とは、倉庫業法に基づき営業許可を受けた冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、自営品のみを扱った工場であっても、倉庫業法に基づくものは含めます。
自家用とは、倉庫業法に基づかない冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、寄託品を扱っている工場であっても、倉庫業法に基づかないものは含めます。

	営業用	自家用
201	①	②

２　過去１年間に事業所の冷凍・冷蔵庫を利用した利用者について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。
また、そのうち入庫量が一番多かった利用者について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

漁業協同組合等には、漁業協同組合の他、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会を含めます。
漁業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。
水産加工業協同組合等には、水産加工業協同組合の他、水産加工業協同組合連合会、その他の加工組合（事業協同組合、企業組合等）を含めます。
加工業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。

当てはまる番号をすべて○で囲みます。
当てはまる番号を一つ○で囲みます。

		寄託品 漁業協同組合等	漁業者	水産加工業協同組合等	加工業者	卸売業者	買受人	その他	自営品
利用者	211	①	①	①	①	①	①	①	①
主な利用者	212	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

３　事業所の冷凍・冷蔵庫の冷蔵能力（収容トン数）及び１日当たりの凍結能力をトン単位で記入してください。

		万	千	百	十	（トン）
221	冷蔵能力	:	:	:	:	:

		万	千	百	十	（トン/日）
222	凍結能力	:	:	:	:	:

（冷蔵能力の換算率）　1㎥ ＝ 0.4トン

入力方向

Ⅰ　事業所の概要

１　過去１年間（平成25年１月１日～平成25年12月31日）に事業所で営んだ事業について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。
また、そのうち事業の収入が一番多かったものについて、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

冷蔵倉庫業とは、冷凍・冷蔵施設で寄託品の保管を行う事業で、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくものをいいます。
水産物卸売業とは、水産物を出荷者からの販売委託又は買い受けて卸売りする事業をいいます。
水産物仲卸（買）業とは、水産物を卸売業者から買い、小売店などに販売する事業をいいます。
水産物小売業とは、水産物仲卸（買）業者から水産物を買い、消費者に販売する事業をいいます。

当てはまる番号をすべて○で囲みます。
当てはまる番号を一つ○で囲みます。

		冷蔵倉庫業	水産加工業	漁業・養殖業	水産物卸売業	水産物仲卸（買）業	水産物小売業	その他
営んだ事業	101	①	①	①	①	①	①	①
主とする事業	102	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

２　平成25年11月１日現在の事業所における従業者数を記入してください。

			千	百	十	（人）
111	常時従業者	男	:	:	:	:
112		女	:	:	:	:
113	うち、外国人		:	:	:	:
114	その他	男	:	:	:	:
115		女	:	:	:	:
116	うち、外国人		:	:	:	:

従業者とは、以下の①～④のいずれかに該当する人をいいます。
① 個人事業主及び無給の家族従事者
② 常勤の役員
③ 雇用者（賞金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）
④ 出向・派遣受入者
なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含みません。
常時従業者とは、上記の①及び②に加え、③又は④のうち、以下の⑤～⑦のいずれかに該当する人をいいます。
⑤ 期間を定めずに従事している人
⑥ １か月を超える期間を定めて従事している人
⑦ 平成25年９月と10月にそれぞれ18日以上従事した人
その他とは、常時従業者以外の従業者をいいます。
例：１か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人、など
なお、臨時雇用、日々雇用の場合でも、常時従業者の⑦に該当する場合は、常時従業者に含みます。
うち、外国人には、「常時従業者」及び「その他」のそれぞれに含まれている外国人の人数を記入してください。
なお、外国人研修・技能実習制度における雇用契約に基づく技能等習得活動及び習得した技能等を要する業務に従事している場合は従業者に含めますが、講習による知識習得活動期間中の者は従業者に含めません。